

Zoomライセンスサービス契約約款

本Zoomライセンスサービス契約約款（以下、「本約款」という）所定の条件に従って、お客様（以下、「甲」という）に対して、双日テクノロジー株式会社（以下、「乙」という）はZoom Communications, Inc. 旧社名: Zoom Video Communications, Inc.（以下、「丙」という）が提供する各種サービスに係るサービスのうち個別契約で定めるもの（以下、「本サービス」という）を提供し、甲は本サービスの提供を受ける。

[契約要綱]

1. 本サービスの範囲

乙が甲に提供する本サービスは、以下のとおりとし、その詳細は別途乙が甲に提示する「Zoomライセンスサービス仕様書」（以下、「サービス仕様書」という）に定めるとおりとする。

メニュー

- 基本サービス
- オプションライセンスサービス

2. 用語の定義

本約款において、次の用語の意味は、各号に定めるとおりとする。

- 「電気通信回線」とは、電気通信設備たる回線をいう。
- 「丙サービス」とは、本サービスのうち丙が提供するサービスをいう。
- 「本サービス用システム」とは、丙サービスを提供するために丙が自己の判断により設置する設備をいう。
- 「Zoomライセンス」とは、丙サービスを利用するにあたり、乙がサブスクリプション方式にて提供するライセンスをいう。
- 「甲端末設備」とは、本サービスを利用するために、甲が設置するタブレット、パーソナルコンピュータ、ディスプレイ、カメラ、マイク、スピーカーおよびこれらに類似する機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含む）をいう。
- 「接続サービス」とは、甲が本サービスを利用するにあたって、甲が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービスその他の接続手段をいう。
- 「利用者等」とは、本サービスを利用する者として甲が指定する、甲の従業員をいう。
- 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の合計に相当する額をいう。

[契約条項]

第1章 総則

第1条（目的）

本約款は、甲が乙に委託し、乙が受託する本サービスに関しての基本条件を定めることを目的とする。

- 乙は、その裁量により、本約款をいつでも変更することができるものとする。但し、当該変更が甲の権利義務に重大な影響を与える変更であると乙が判断した場合は、甲に対し、事前に通知するものとする。
- 乙は、本約款を変更したときには、乙のWebサイトにて最新版を掲示するものとし、最新の本約款が第3条に定義する本契約に適用されるものとする。

第2条（サービス仕様書）

乙が甲に提供する本サービスの具体的な種類、内容、提供条件その他必要な条件は、本約款に定めるものを除き、サービス仕様書（本サービス共通の仕様書として乙が定めるものとする）において定めるものとする。

- 乙は、乙が本サービス提供に合理的に必要と判断した範囲において、サービス仕様書を甲の承諾を得ることなく、随時変更することができるものとする。但し、当該変更が大幅なサービス内容の変更であると乙が判断した場合に限り、甲に対し、予告するものとする。
- 乙は、サービス仕様書を変更したときには、乙のWebサイトにて最新版を掲示するものとし、最新のサービス仕様書が第3条に定義する本契約に適用されるものとする。

第3条（本契約）

甲が本サービスを利用するにあたっては、甲乙間で個別契約（以下、「本契約」という）を締結するものとする。

- 前項の本契約は、乙が甲に本サービスに関する見積書を提示し、甲が本約款およびサービス仕様書に承諾の上、これに対する注文書を提示したときに成立するものとする。
- 甲は、本サービスを申込み場合、本サービスに関する甲の担当責任者およびその他乙所定の事項を、乙所定の様式により乙に通知するものとする。

る。

4. 乙が丙サービスの提供にあたり、本契約で別途合意した契約条件（以下、「特約条件」という）、本約款本文およびサービス仕様書で規定するほかには、丙が運営するWebサイト（<https://explore.zoom.us/en/trust/resources/>）で公開する最新の「ZOOM TERMS OF SERVICE」、「Zoom Services Description」（以下、総称して「丙サービス規約」という）の定めが適用される。なお、特約条件、本約款、サービス仕様書、丙サービス規約は、本契約の一部を構成するものとし、特約条件、サービス仕様書、本約款、丙サービス規約の定めにより齟齬が生じた場合は、以下の優先順位とする。

- ・ 第一優先：特約条件
- ・ 第二優先：サービス仕様書
- ・ 第三優先：本約款
- ・ 第四優先：丙サービス規約

第4条（通知）

乙は、本サービスに関する甲への通知を、書面の送付、または電子メールの送信、乙のWebサイトへの掲載等のうち、乙が適当と判断する方法にて行うことができるものとする。

第5条（変更の届出）

甲は、甲が次の各号に規定する事項については、当該事実の発生の日前までに、乙にその旨を書面で通知しなければならないものとする。

ただし、法に抵触するときは、事実発生後、直ちに乙にその旨を書面で通知するものとする。

- (1) 商号、住所に変更があるとき
- (2) 登録した電話番号、メールアドレス等に変更があるとき
- (3) 法人の合併または解散を行うとき

2. 甲が、前項の通知を怠ったことで、甲が不利益を被った場合でも、乙は一切責任を負わないものとする。

第6条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、サービス仕様書に定めるものとする。

第7条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内を原則とし、甲の事務所等が日本国外にある場合は、甲が自己の費用と責任において、日本国内外から電気通信回線等を介して、本サービス用システムに接続できる場合に限り、利用することができるものとし、それ以外の場合は、本サービスを利用することができないものとする。

2. 甲は、甲が前項に基づき日本国外から本サービスを利用する場合、当該利用にあたり、日本国外から本サービス用システムに対して、情報またはデータ（コンピュータプログラム、プログラムモジュールを含む）の送信または格納をすることについて、当該情報およびデータの輸出管理の責任は、甲にあることを了解し、これに関して適用されるすべての輸出規制（日本国の外国為替及び外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含むが、これに限らないものとする）を遵守するものとする。

第8条（甲の端末設備および接続サービス）

甲は、自己の費用と責任において、本サービスに必要なパーソナルコンピュータ、ディスプレイ、カメラ、マイク、スピーカ、タブレット、スマートフォン等の甲端末設備すべてを準備し、かつ、電気通信事業法において定める電気通信事業者が提供するインターネットプロトコルによる接続サービスに加入するものとする。

2. 甲は、自己の費用と責任において、前項にて準備した甲端末設備および接続サービスを、正常に稼働するよう維持管理するものとする。なお、甲は、前項にて準備した甲端末設備および接続サービスに不具合がある場合、本サービスを利用できないことをあらかじめ承諾するものとする。

第9条（利用者等の登録）

乙は、必要に応じて、甲の担当責任者に対し、本サービスの利用に必要なWebサイトのURLおよび責任者ID（メールアドレス）に付与された初期パスワードを交付するものとする。

2. 甲は、第3条（本契約）第3項に基づき、乙に通知した内容を変更する場合には、事前に乙に書面により通知するものとする。

3. 甲は、本サービス用システム、本サービスの利用に係る端末その他の機器およびソフトウェアの操作・使用等について、乙所定の手順、ルール等を遵守し、ID（メールアドレス）、パスワード等の秘密保持手段を厳格に管理し、これらの誤動作、不正アクセス、不正利用等の防止に努めなければならない。

4. 甲は、自己の費用にて、ID等の管理および使用の責任を負うものとし、ID等を第三者に使用させ、または貸与、譲渡等のいかなる処分をしてはならないものとする。

5. 甲は、ID等の管理不十分、使用上の過誤、および第三者の不正使用等による損害の責任を負うものとし、乙はその責任を負わないものとする。

6. 甲は、ID等を紛失し、または盗まれたとき、およびそれが原因で第三者に本サービスの不正使用、または本サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに乙にその旨を連絡するとともに、乙からの指示ある場合は、これに従うものとする。

第10条 (甲の責任)

本契約に別段の定めがある場合を除き、甲は、本サービスを利用するにあたり、自らの内部事業目的によるのみ利用し、再販売や第三者へのサービス提供をおこなわないものとする。また、甲は、丙サービス規約を遵守し、かつ次の各号に規定する事項（以下、総称して「禁止事項」という）を行わないと共に、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ乙による本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとする。

- (1) 有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
 - (2) 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (3) 第三者を誹謗もしくは中傷し、または名誉を傷つけるような行為
 - (4) 第三者の財産、またはプライバシーを侵害する行為
 - (5) 事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
 - (6) 公序良俗に反する内容の情報、文章および図形等を、他人に公開する行為
 - (7) その他法令に違反する行為
 - (8) サービス仕様書に定める義務等に違反する行為
 - (9) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると、乙が判断する行為
 - (10) その他本サービスの提供を妨げると、乙が判断する行為
2. 乙は、甲が禁止事項の全部または一部に該当する場合、甲に通知することにより本サービスの全部または一部の実施を停止する権利を留保するものとする。
3. 甲が本サービスの提供を受けるにあたり、甲は、前二項のほか、次の各号を遵守するものとする。
- (1) 利用者等に対しても、甲の責任において、前二項の規定を遵守させること
 - (2) 利用者等の利用に係る費用および料金、ならびにその他の債務についても、乙に対し責任を負うこと
4. 甲は、本サービスに関して甲が使用する情報（データおよびコンテンツ）について、甲が甲にてバックアップが必要と判断する場合は、自らの責任でバックアップを取得し、保存するものとする。
5. 本サービスに関連して、第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、甲は、自らの費用と責任において、当該紛争の解決にあたるものとし、かつ乙を一切免責する。万一当該紛争に関連して、乙に損害が発生した場合、甲は、これを賠償する責任を負う。ただし、当該紛争が乙の故意・重過失により生じた場合には、この限りではない。

第11条 (トラブル等の処理)

甲および乙は、本サービスを利用できない等、本サービスに関し、何らかのトラブルが発生したことを知ったときは、すみやかにその旨を相手方に通知し、当該トラブルに対する処置につき協議し、トラブルの解決に甲乙協力してあたるものとする。

2. 前項に基づくトラブルが、本サービスを提供する本サービス用システムに起因して生じた場合、または本サービス用システムと第三者との間での何らかのトラブルに起因して生じた場合には、乙は、本サービスの提供元である丙をして、当該トラブルを解決させるものとし、乙は何ら責任を負わないものとする。
3. 第1項に基づくトラブルが、本サービス用システムに起因しない場合、または本サービス用システムに起因しない第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合には、甲は、自己の費用と責任において、当該トラブルを解決するものとする。
4. 甲は、第1項に基づく何らかのトラブルが発生したときは、乙に通知する前に、甲端末設備および接続サービスに不具合のないことを、甲にて確認するものとする。

第12条 (本サービスの提供中止)

乙は、次の各号の場合には、本サービスの全部または一部の実施を一時中止することができる。この場合、甲は本サービスが利用できなくなることにつき、合意するものとする。

- (1) 本サービスの保守上または工事上、やむを得ないとき
 - (2) その他甲の責に帰すべき事由、本サービス用システム、甲端末設備の不具合や、本サービス用システムを通じて行われる第三者の行為（サイバー攻撃等を指すが、これに限らない）により、乙の業務に著しい支障をきたすとき、またはその虞のあるとき
2. 乙は、前項の規定により、本サービスの全部または一部の実施を一時中止する場合には、あらかじめその旨を甲に通知する。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断する場合、乙は、事後速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第13条 (本サービスの提供停止)

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとする。

- (1) 甲が乙に通知し、または届け出た事項について、虚偽の事項が発覚した場合
- (2) 本サービスに係る料金等その他の債務について、支払期日を経過しても、なお乙に支払いを行わないとき
- (3) 本契約に違反したとき
- (4) 裁判所その他公的機関からの要請または法令に基づき、本サービスの提供を停止するとき

- (5) 甲の責に帰すべき事由により、甲の端末設備または甲が加入する接続サービスを通じて行われる甲または第三者の行為（いわゆる迷惑メール送信の踏み台行為やD・S攻撃等を指すが、これに限られない。以下、本条において同じ。）により、乙の本サービス提供に著しい支障を及ぼすとき、またはその虞のある行為がなされたとき
 - (6) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスが提供できないとき
 - (7) 前各号のほか、運用上あるいは技術上、乙が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により乙が本サービスの提供が困難と判断したとき
2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供停止を行う場合は、あらかじめその理由および本サービスの提供停止を行う日を、甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときは、この限りではないものとする。
3. 乙は、第1項により、甲または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず、一切責任を負わないものとする。

第14条（本サービス用システムの修理または復旧）

甲は、本サービスを利用することができない場合、甲端末設備、接続サービスに故障のないことを確認のうえ、利用できない旨を乙に通知するものとする。乙が必要と認める場合、甲および乙は、本サービス用システムの修理または復旧の処置等について、協議を行うものとする。

第15条（事故対応）

甲および乙は、天災地変、第三者による侵害行為その他本サービスの提供と利用に支障をきたすおそれがある事故が発生した場合には、当該事故の事由によらず、速やかに相手方に通知し、事故後の対策につき協議するよう努めるものとする。

第16条（通信利用の制限）

乙は、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を取ることができるものとする。

第17条（通信の切断）

甲は、電気通信事業者による気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条および第15条の2の規定による警報事項の通知により、通信を切断されることがあることを了承するものとする。

第2章 本サービス

第18条（本サービスの内容）

本サービスの詳細および除外作業はサービス仕様書に定めるものとする。

第18条の2（Zoom Phone Native Servicesに関する特約事項）

甲が、オプションライセンスサービスとして、丙のZoom Phone Native Servicesを利用する場合は、別表1に定める内容を了承するものとする。

第19条（本サービスの責任）

乙は、本サービスの提供にあたり甲の利用目的の適合性、有用性等について一切保証するものではなく、また甲の諸問題の解決を保証するものではないものとする。

2. 本サービスを利用して甲が提供または送信する情報は甲の責任で提供されるものであり、乙は、その内容等についていかなる保証もおこなわない。また、本サービスの提供にあたり、本サービス用システムに保存されているデータの消失、廃棄変更等について、乙は一切保証しないものとする。

第3章 一般条項

第20条（資料の取扱い）

甲および乙は、本契約の履行に関連して、相手方から提供または提出される資料（以下、「本資料」という）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い、使用するものとする。

- (1) 本契約に規定する目的以外に使用しないこと
 - (2) 複製または改変する場合は、あらかじめ相手方の書面による同意を得ること
 - (3) 第三者（第22条（再委託）に定める本サービスの再委託先（丙を含み、以下「再委託先」という）を除く）に開示および漏洩しないこと
 - (4) 前各号のほか、著作権その他の権利が提供する者に単独で帰属することを承認すること
2. 甲は、本サービスの提供のために、資料の提供を乙から要請され、甲が必要と判断した場合はその資料を無償で提供するものとする。
3. 甲から提供を受けた資料の不足、内容の誤りまたは甲による資料の提供の遅延により、本サービスを提供できなかった場合、または甲が損害を被った場合には、乙は、損害賠償の責を免れるものとする。

第21条 (権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡または引受けさせてはならないものとする。

第22条 (再委託)

乙は、甲の承諾を得ることなく、本契約に基づき提供する本サービスの全部または一部のサービスを、乙の費用と責任において、第三者に再委託できるものとする。この場合、乙は当該再委託先に対して、第24条 (秘密保持) および第25条 (個人情報の取り扱い) と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第23条 (知的財産権の取扱い)

本サービスに関する産業財産権、著作権等、知的財産権 (著作権法第27条および第28条の権利を含む、以下「知的財産権」という) は、第三者が従前から保有していた権利を除き、乙または丙に帰属するものとする。

- 本サービスの提供の過程で行われた発明、創作等によって生じた知的財産権 (ノウハウを含む) については、その発明、創作等が甲または乙のいずれかの単独で行われたときは、当該知的財産権はそれを行った当事者に帰属し、共同で行われたときは甲および乙に共有 (別途甲乙間で寄与分に応じた持分比率を定める。) で帰属するものとする。
- 甲および乙は、本サービスに関し相手方から提供を受けたプログラム、マニュアルその他の資料について、それらに関する知的財産権を尊重し、本契約の目的外に利用しないものとする。

第24条 (秘密保持)

本契約において秘密情報とは、本契約の有効期間中、本契約に関連して甲および乙が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいう。

- 秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他開示される情報
 - 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後25日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における秘密情報として取扱わないものとする。
 - 開示の時点で既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
 - 秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
 - 開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
 - 甲および乙は、本契約の有効期間中のみならず本契約終了後3年間、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者 (再委託先を除く) に対しても開示または漏洩しないものとする。
 - 甲および乙は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとする。
 - 甲および乙は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみが開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとする。
 - 甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとする。
 - 本条に定めた規定にかかわらず、甲および乙は、政府機関、裁判所等から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当該秘密情報の開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとする。

第25条 (個人情報の取り扱い)

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方およびその取引先が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報 (他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であるか否かを問わない。以下、「個人情報」という) を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約以外のために利用し、または再委託先 (以下「再開示先」という) 以外の第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならないものとする。

- 甲および乙は、個人情報を再開示先に提供しようとする場合は、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該再開示先に課すものとする。
- 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとする。
- 甲および乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないものとする。
- 甲および乙は、本条項に違反して個人情報が本契約以外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、ただちに相手方に報告するとともに、当該個人情報の回収等の善後策を速やかに講じるものとする。

6. 甲および乙は、作成した個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとする。
7. 前条に定める秘密情報に該当する個人情報については、本契約の秘密情報に係わる定めに加え、本条の定めをあわせて適用するものとする。

第26条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由に起因する本契約の履行遅滞または不能について、乙は何らの責も負担しないものとする。

第27条（サービス提供期間）

本サービスのサービス提供期間は、1年間以上の期間とするものとし、特約条件に定めるものとする。

2. 本契約の有効期間が自動更新された場合、本サービスのサービス提供期間も1年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

第28条（サービス料金）

本サービスのサービス料金は、特約条件に定めるものとする。

2. 本契約の有効期間が自動更新された場合、乙は、自動更新の45日前までに通知することにより、更新後の本サービスのサービス料金を変更できるものとする。

第29条（支払方法）

乙は、甲にサービス料金これらにかかる消費税等相当額を請求するものとし、甲は、特約条件に基づき、当該請求額を乙の指定する銀行口座に振込む方法にて乙に支払うものとする。

2. 前項の他、本サービス提供開始後に発生する甲の固有の要請・事情等への対応に係る費用の支払いについて、乙は、当該対応の発生する都度、甲に対し別途請求書を発行するものとし、当該請求に係る甲から乙への支払い方法は第1項に順ずるものとする。
3. 本条に係る甲から乙への支払いに伴う振込み手数料は甲の負担とする。

第30条（支払遅延）

甲が、本契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から完済の日まで本契約に定めるサービス料金の年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第31条（料金未払いによるサービスの提供中止およびその回復）

支払い期日までにサービス料金の入金が確認できなかった場合、乙は、当該月末をもって本サービスを停止することができるものとする。ただし、本サービスが停止された場合であっても、甲は、最終利用月までのサービス料金の支払い義務を免れるものではない。

2. サービス料金の未払いにより、本サービスの提供が停止された場合で、甲の希望により本サービスを回復する場合は、未納分に加え、再設定料として別途費用が発生するものとし、甲はサービス料金に加えて当該再設定料を支払うものとする。なお、再設定料は甲乙協議のうえ定めるものとする。

第32条（契約の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。当該解除により甲および乙に損害が発生した場合、甲および乙は、次の各号に該当する当事者に対し、損害を請求することができるものとする。

- (1) 本契約の条項の一に違反し、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に当該違反行為が是正されないとき
 - (2) サービス料金の支払いを遅延したとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき、または自ら任意整理、清算手続に入ったとき
 - (4) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - (5) 監督官庁より営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (6) 資本の減少、営業の全部または重要な一部の休・廃止をなし、もしくは会社が合併によらない解散の決議をしたとき
 - (7) 前各号のほかその財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるときもしくは本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき
2. 甲は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い乙に対して負担する一切の金銭債務全額を直ちに弁済するものとする。
 3. 甲が第1項のいずれかに該当し本契約を解除したときは、本契約の有効期間満了日までの当該契約のサービス料金に消費税等相当額を加算した総額から、解除時点における支払済のサービス料金に消費税等相当額を加算した額を差し引いた残額を直ちに一括で乙に支払うものとする。
 4. 前3項に基づく本契約の解除は、第1項に該当する当事者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
 5. 乙は、丙が日本国での丙サービスの提供を止めたとき、丙が自国で倒産手続をしたとき、または丙と乙との間の本サービスに関する契約が終

了したとき、本契約を解除することができるものとする。なお、これに起因して甲に生じた損害等について、乙は一切の責任を負担しないものとする。

6. 丙と乙との間の本サービスに関する契約が終了した場合、乙は、本契約の契約上の地位を丙に譲渡することができるものとし、甲はこれに対して異議を述べないものとする。

第33条（反社会的勢力との取引排除）

甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方に何らの通知、催告も要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。

- （1）自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）であるとき、または反社会的勢力であったとき
 - （2）アメリカ合衆国の移民国籍法のセクション219において国外テロリスト組織として指定されている組織に対して、物質的な支援または資源を提供したとき（かつ、物質的支援または資源の性質、場所、出所または所有権を隠匿または偽装したとき）
 - （3）自己および自己の役員が、反社会的勢力を利用したとき
 - （4）自己および自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与したとき
 - （5）自己および自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - （6）自己が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い相手方の名誉や信用を毀損し、または、相手方の業務を妨害したとき
2. 甲および乙は、前項各号を確認することを目的として相手方が行う調査に協力するものとする。
3. 甲および乙は、第1項に該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
4. 第1項による解除は、甲および乙が被った損害につき第1項に該当する当事者に対し損害賠償請求をすることを妨げない。また、当該解除により第1項に該当する当事者に損害が生じても、甲および乙はこれを一切賠償しないものとする。

第34条（損害賠償）

乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、次項に基づき、甲に対して損害賠償の責任を負うものとする

2. 乙は、本契約に基づき損害を賠償する場合、通常かつ現実生じた直接損害に限り賠償責任を負うものとし、特別な事情による損害、間接損害および逸失利益については責任を負わないものとする。また、当該損害賠償額は、損害発生の原因となった本契約に定めるサービス料金の月額相当分を限度とするものとする。

第35条（乙の免責事項）

乙は、本サービスを「現状のまま」で提供し、乙および丙が明示的または暗示的なあらゆる種類の保証（市場性の保証、特定用途への適合性、非侵害を含むがこれらに限定されない）をすべて明白に放棄することを、甲は理解して同意するものとする。

2. 乙は、前条の場合を除き、本サービス用システムの保守、交換、改善その他の変更もしくは故障その他の障害または第三者の故意もしくは過失による甲の情報の利用不能、送信遅延、誤送、消失、改竄および漏洩ならびにこれにより発生した損害を含め、甲が本サービスの利用に関して被った損害について、原因の如何にかかわらず、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。
3. 乙は、前項に加え、サービス仕様書に定める免責事項について、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。
4. 甲による本サービスの利用またはこの利用に関連または関係する甲の何らかの行為を原因として第三者から乙に対し何らかの要求、訴訟その他の請求（以下、「当該紛争等」という）が提起された場合、甲は、自らの費用と責任において当該紛争等の解決にあたり、かつ乙を免責するものとする。万一、当該紛争等に関連して乙に損害が発生した場合、甲は、これを賠償する責任を負うものとする。
5. 乙は、本サービス用システムに格納した甲の情報（以下、「甲の情報」という）の保管、保存およびバックアップ等に関して責任を負わない。
6. 乙は、甲が本サービスの利用に関して被った損害ならびに第三者に与えた損害およびこれに係る賠償責任について、本契約で定める以外、いずれの場合においてもその請求原因の如何を問わず、何ら責任を負わないものとする。
7. 天災、事変その他不可抗力により乙が本サービスの実施をできなかったときは、乙は一切その責を負わないものとする。
8. 乙は、本サービスの保守、運用上または技術上必要とした場合、必要最低限の範囲で甲の情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為をおこなうことができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾する。ただし、本項は、乙の監視義務および管理責任を定めたものではないものとする。
9. 乙は、本サービス用システムの故障等により甲の情報が消失したため発生した損害、または第三者の故意または過失による甲の情報の改竄や消失に起因する損害、その他、甲が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の責任の種類を問わず賠償の責任を負わないものとする。ただし、乙の故意または重大な過失により甲が被った損害についてはこの限りではない。
10. 乙は、甲が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について、その完全性、正確性、有効性または適法性に関する保証を含め、何らの保証もしないものとする。当該情報のうち乙以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等についても、乙は、何らの責任も負わないものとする。
11. 乙は、本サービス用システム等へのすべての不正とみなされる侵入、その他の不正とみなされる行為を防止することを保証する責任を負わないものとする。

12. 本サービスを利用するための初期設定作業等の遅延により、本契約にて定めた本サービス提供開始時期までに本サービスを提供できない場合であっても、乙は当該遅延に対して何らの責任も負わないものとする。
13. 乙は、誤作動や誤操作など、起こりうる各種障害に対して人命の安全に配慮した動作へ移行することが必要な環境や業務での利用を目的とした用途により発生しうる事象について、一切の責を追わない。
14. 乙の免責事項は、本サービスに係る免責、無保証および損害賠償責任の制限につき、本契約で定めるものの他、丙サービス規約に定めるとおりとする。

第36条（有効期間）

本契約の有効期間は、1年間以上の期間とするものとし、別途甲乙間で合意するものとする。

2. 本契約の有効期間満了の45日前までに甲乙のいずれからも何ら意思表示がなされない場合、本契約は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

第37条（存続条項）

甲および乙は、本契約が期間満了または解除もしくは解約において終了した場合であっても、第23条（知的財産権の取扱い）、第24条（秘密保持）、第25条（個人情報の取扱い）、第34条（損害賠償）および第38条（管轄裁判所）の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第38条（管轄裁判所）

甲乙間における本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第39条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議の上、処理解決するものとする。

(別表 1)

Zoom Phone Native Servicesに関する特約事項

甲は、以下の事項について確認し、その内容に同意するものとします。

1. 乙は、電気通信事業者として、日本においてZoom Phone Native Servicesを販売提供します。
2. Zoom Phone Native Servicesの使用にあたり、以下の各規定が適用されるものとします。
 - (1) ZOOM RESELLER CUSTOMER TERMS OF SERVICE (<https://explore.zoom.us/en/eula-terms-of-service/>)
 - (2) Zoom Phone Numbering Policy (<https://explore.zoom.us/en/trust/zoom-phone-numbering-policy/>)
 - (3) 丙のWebサイト (<https://explore.zoom.us/en/trust/resources/>) で公開されている全ての通知およびポリシー
 - (4) その他乙の提示する、丙の定める緊急通報ポリシー、プロセスおよび手順、ならびに日本国内において丙が要求するその他のすべての緊急通報義務
3. Zoom Phone Native Servicesでは、VoIPまたはZoom Phone Native Services Japan050またはJapan0ABJでの緊急通話サービスを利用できないものとします。